

港区立郷土歴史館の管理運営に関する年度協定書（令和4年度）の変更協定書

港区（以下「甲」という。）とアクティオ・東急コミュニティー共同事業体（以下「乙」という。）は、港区立郷土歴史館の管理運営に関して、平成30年11月1日に締結した「港区立郷土歴史館の管理運営に関する基本協定書」第33条の規定に基づき、「港区立郷土歴史館の管理運営に関する年度協定書（令和4年度）」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

1 原協定第4条を次のように改める。

第4条 基本協定第32条第3項に規定する指定管理料の額は、年間437,904,441円（消費税を含む。）とする。

2 原協定第5条第2項の表を次のように改める。

（支払の内訳）

対象期間	支払額
第1四半期	108,251,110円
第2四半期	108,251,110円
第3四半期	108,251,110円
第4四半期	113,151,111円
合計	437,904,441円

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年1月6日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区
港区長 武井雅昭 印

乙 目黒区東山一丁目5番4号
kdx中目黒ビル6階
アクティオ・東急コミュニティー共同事業体
代表団体 アクティオ株式会社
代表取締役 淡野文孝 印